

京都市老人福祉センター内自動販売機設置仕様書

1 設置目的

施設利用者等の利便性向上に資すること、市有財産の有効活用により、財源確保を図り市民サービスの向上を進めていくことを目的として、京都市が設置する老人福祉センターに自動販売機を設置する自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 設置条件等

- (1) 所在地、設置場所、休所日、設置台数、寸法目安、最低使用料、施設利用者数別紙のとおり
- (2) 設置可能施設
事業者は別紙の施設それぞれに応募することができます。
- (3) 空き容器回収箱
 - ア 事業者は、設置する自動販売機に空き容器回収箱を併設してください。
 - イ 空き容器回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空き容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。
 - ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、事前に各老人福祉センターの指定管理者（以下「管理者」という。）と協議のうえ、設置してください。
- (4) 取扱商品及び販売価格
 - ア 取扱商品
缶及びペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、水、茶、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。
なお、販売する清涼飲料水の商品は、設置する老人福祉センターの管理者と協議して決定してください。
 - イ 販売価格
標準販売価格（定価）を上回らない価格としてください。
なお、具体的な販売価格については、事業者が設置する老人福祉センターの管理者と協議して決定してください。
- (5) 設置機種等
 - ア インドア型（缶、ペットボトル式）又はアウトドア型（缶、ペットボトル式）の飲料用自動販売機としてください。
 - イ ユニバーサルデザイン
老人福祉センターの特性に配慮したユニバーサルデザインの自動販売機とするよう努めてください（カラーのみではなく、取出口の位置やコイン投入口の形状を工夫するなど、誰にでも使用しやすい自動販売機としてください）。
 - ウ 環境対策
センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

事業者は、設置する自動販売機に対し、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り建物に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、事業者の負担とします。

(7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ってください。

(8) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて事業者の責任において対応してください。

(9) 維持管理

ア フルオペレーション

事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空き容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容及び作業時間等については、事前に各老人福祉センターの管理者と協議のうえ、施設の業務に支障をきたすことがないように十分に注意して行ってください。

(10) 機器更新

設置した自動販売機の機種更新等を行う場合は、あらかじめ各老人福祉センターの管理者に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続きが終了していること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方で、次に掲げる資格を有し、かつ、

自己を証明する書類（注）を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続きが終了していること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれか該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人及び入札代理人として使用する者でないこと。
- オ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。
- カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと。
- (ア) 応募者である個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (イ) 応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。
- (ウ) 応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (エ) 応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金、便宜等を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力若しくは関与しているとき。

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、下記の書類を提出してください。（ただし、下記の「自己を証明する書類の提出が免除される方」を除きます。）

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

＜印鑑登録証明書または登記事項証明書について＞

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

＜誓約書について＞

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体。
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 同一年度において、同一業者から複数回の申請書等を受け付ける場合、2回目以降の申請等
- 4 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 5 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 設置期間

事業者に対する使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを条件として、最長4年を限度に引き続き使用許可を更新します。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に応募価格（提案使用料）として、設置期間の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、使用許可に係る通知を発した日の翌日、又は年度の開始後30日以内に当該年度分の使用料を全額納入してください。

事業者の責により、月途中の設置となった場合においても、当該年度分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、やむを得ない場合を除き、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他の一切の経費は、事業者の負担とします。

ウ 更新後の使用料

使用許可を更新する場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。なお、更新の際、事業者提案額より年度ごとに算定する本市基準額が上回る場合は、本市基準額が使用料となります。

エ 使用料の改定

使用期間中に経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により使用料を改定することがあります。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復、また、屋外に設置する際の電源等の確保は、事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に係る電気料は、電気子メーターの検針に基づき、事業者の負担とします。

なお、当該電気料は、老人福祉センターの管理者が定める方法により、管理者に納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、本市の指示に従ってください。

5 応募申込手続等

(1) 申込方法

郵送又は持参による申込とします。

ア 郵送の場合

(ア) 受付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年3月3日（月）まで（必着）

(イ) 送付先

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課

(ウ) 送付方法

簡易書留又は特定記録等配達記録が確認できる郵便で送付してください。

普通郵便で送付された場合、健康長寿企画課に不着の時は、応募がなかったものとみなしますので、御注意ください。

イ 持参の場合

(ア) 受付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年3月3日（月）まで（土、日曜、祝日を除く）

- (イ) 受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (ウ) 提出先
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡6 5 京都朝日ビル4階
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
- (2) 必要書類（各1部ずつ）
- ア 応募申込書（様式1号）
- イ 販売予定品目（自動販売機用）（様式自由）
- ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料（様式自由）
- (3) その他
- ア 上記の申込方法及び受付期間以外による受付は一切行いません。
- イ 応募申込書への金額の記入は算用数字で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ウ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。
- エ 提出された書類の返却はしません。
- オ 応募申込書は、京都市情報館のページ
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/42-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) からダウンロードできます。

6 質問及び回答

- (1) 質問
- 質問は、電子メール又は持参により、以下のとおり受け付けます。
- 質問書については様式2を使用し、メールの場合は添付、持参の場合は印刷のうえ持参ください。
- なお、本事業の実施に関係がないと判断した質問にはお答えしません。また、応募状況、審査等に関する問い合わせについてもお答えできませんので、予め御了承ください。
- ア 電子メールの場合
- (ア) 受付期間
令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）午後5時まで
- (イ) メール送信先
kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp
(京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課)
- (ウ) メール件名
【自動販売機設置機設置に関する質問】としてください。
- イ 持参の場合
- (ア) 受付期間
令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）まで
ただし、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (イ) 提出先
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡6 5 京都朝日ビル4階

(2) 回答

令和7年2月26日（水）に京都市情報館のページ

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/42-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) で回答します。

7 事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で最も高い金額を提示した応募者を事業者決定します。

イ 最も高い金額を提示した応募者が2者以上あった場合は、くじにより決定します。

(2) 決定予定日

令和7年3月10日（月）

(3) 決定通知及び公表

決定した事業者には文書で通知します。

なお、応募及び決定状況については決定予定日の翌日に京都市情報館のページ(<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/42-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)において公表します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 同一の応募者が複数応募したとき

イ 他の応募者の応募を掛け持ちしたとき

ウ 応募価格（提案価格）及び応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの又は漏れているもの

エ 応募価格（提案使用料）を訂正したもの

オ 事業者の決定に関し、不正な行為を行った場合

カ その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反した場合

8 使用許可申請の手続

事業者決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

指定の様式により、行政財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様がわかる資料等の一式を提出してください。

(3) 標準保証書の提出

年額使用料が50万円を超える場合、保証人^{※1}を立てていただき、営業事業者及び保証人の署名又は記名・捺印^{※2}のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください。

※1 保証人の資格要件

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。なお、保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付すること。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※2 捺印について、法人の場合は実印、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類も添付してください。

9 事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかったとき。
- (2) 事業者の決定後、「3 応募資格」を満たさなくなったとき。
- (3) その他、本市が行政財産目的外使用許可の相手方として不相当と認めたとき。
- (4) やむを得ない理由を除き本市が指定する期日までに使用料が納入されないとき。

10 その他

- (1) 4-③に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産目的外使用許可の手續に要する一切の費用は、事業者の負担とします。
- (2) 事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により、毎月の販売実績を報告していただきます。
- (3) 申込受付期間の終了後、設置事業者がやむをえない事情により辞退の意向を示し、本市が認めた場合は、当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行う場合があります。

(問合せ先)

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（担当：南、山本）
〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階
TEL 075-746-7713 FAX 075-222-3416

番号	施設名	所在地	設置場所	休所日	設置 台数	設置範囲 面積目安	最低使用料	(参考) 施設利用者数
①	京都市左京老人 福祉センター	京都市左京 区高野西開 町5番地	1階 玄関外	日曜日、祝日 並びに1月2日 から同月3日及 び12月29日か ら同月31日	1	W1400 × D900	30,000円	(令和5年度) 39,370人/年
②	京都市久世西老 人福祉センター	京都市南区 久世中久世 町5丁目1 9番地の1	敷地内 駐車場	日曜日、祝日 並びに1月2日 から同月3日 及び12月29日 から同月31日	1	W1400 × D900	15,000円	(令和5年度) 19,522人/年